

千葉県告示第549号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年7月8日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年7月8日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
高田町155号線	緑区高田町402番25から 緑区高田町402番187まで	前	3.64 ～3.64	21.6
		後	5.50 ～5.50	
高田町156号線	緑区高田町402番42から 緑区高田町402番189まで	前	4.55 ～5.00	27.9
		後	5.50 ～5.50	